



全国初 住所地と本籍地が異なる人でも、 コンビニで戸籍証明書を取得可能に！

本市は全国に先駆け、住所地と本籍地が異なる人でも、コンビニで戸籍証明書を取得できるよう、奈良地方法務局を通じて法務省に「認容申請」を行った結果、認容する旨の回答があり、平成 28 年 5 月から交付サービスを実施します。

【現状のコンビニ交付サービス】

戸籍証明書及び戸籍の附票のコンビニ交付サービスは、生駒市在住であり、本籍も生駒市にある方を対象として行っています。

【今後のコンビニ交付サービス】

本籍が生駒市にある市外在住者も個人番号カードで戸籍証明書及び戸籍の附票のコンビニ交付サービスを利用できます。

利用するためには、コンビニのキオスク端末又は自宅等のインターネット端末から事前に利用登録申請が必要です。

【メリット】

【利用者】

- ・ 郵送請求に要する時間の大幅な短縮（利便性の向上）
- ・ 郵送請求に要する費用の軽減（負担軽減）

【行政】

- ・ 事務の効率化

【周知方法】

- ・ 本籍が生駒市にある市外在住者（約 3 万人）に対し、案内文書を送付
- ・ 生駒市公式ホームページに掲載

【実施時期】

平成 28 年 5 月実施予定

問い合わせ

生駒市市民課

担当：奥谷、久保

TEL：0743-74-1111(内線 301)

